

2022年度夏期合同研究 分科会

「中小企業の環境対応と弁護士業務 – 地球を破壊から守る SDGs」ご挨拶

中小企業法律支援センター委員 相川 泰男

皆様こんにちは。本日は、当分科会にご参加を下さり、誠にありがとうございます。SDGs PTメンバーの相川と申します。僭越ではございますが、PTを代表して、まめめのご挨拶を申し上げます。

現在、私たちは、今そこにある危機として、異常気象、パンデミック、軍事進攻という3つの重大危機に直面しています。そしてこれにより、私たちが最も尊重する、命や人権が大きく損なわれる事態が生じています。こうした事態に、各々ができうる限りの対応をしていくにあたって、SDGsへの取り組みはもはや不可欠になっているといえるのではないのでしょうか。

さて、SDGsの目標は、企業側から見ますと、社会的課題の解決として捉えることができます。そこで、中小企業がSDGsに取り組むべき理由を、3つの観点からお話し申し上げます。

一つ目は、「企業の存在理由」からの視点です。企業がなぜ存続できるのか、それは社会に必要とされるからであり、必要とされない企業は退場を余儀なくされます。言い換えますと、企業は、社会課題の解決を目的として存続し、人々の豊かな社会生活に寄与する存在ということができます。特に中小企業は、大企業とは異なり、比較的少数者の、比較的困難な課題の解決を目的としていて、大量生産、大量消費が終焉を迎えた現代にあって、大企業では取り組みにくい社会課題の解決を担う、大変重要な存在となっています。

こうした企業の存在理由・存在意義を、パーパスとして定義していくという試みが近時普及しつつありますが、このパーパスを策定するにあたり、SDGsのコンセプトは極めて有用なツールということができます。

2つ目は、「企業の抱える課題」からの視点です。中小企業の抱える最大の課題は、昨今の資源高、原料高の中で、どうやって生産性を向上させ、付加価値を生み出していくのか、そのためのイノベーションをどう起こすのかということです。そのためには、人的資本である社員の生産性、創造性の向上が不可欠ですが、社員が一体感を持ち、モチベーションを上げ、創造性を発揮していくにあたり、SDGsの目標は大変に役立ちます。

3つ目は、「企業に対する社会の要請」の視点です。つまり、コンプライアンスの観点です。社会倫理規範の実践、すなわち、社会の期待・要請に企業としての的確に答えていくことがコンプライアンスの本質であるとする、SDGsはもはや社会の要請にな

りつつあり、これを看過すると、社会からの信用を得られないばかりか、これに反する行動をとると非難の対象となります。したがって、SDG s は、今後コンプライアンスの実践として、その取組みが求められることとなります。

このような理由から、中小企業の SDG s への取組みはもはや不可避となっているといえますが、中小企業支援を志す我々弁護士にとっても、SDG s 取組みへの支援は、積極的に実践していくべき重要な課題となります。

支援内容の一例を申し上げますと、まず、1つ目として、SDG s の中でもコンプライアンスとして位置づけられるものについては、SDG s コンプライアンスとして、セミナーなどを通じての普及・啓発など、次に、2つ目として、社員の生産性、創造性の向上については、その前提となるディーセント・ワークの実現に向けての指導、助言など、また、3つ目ですが、パーパス経営については、中小企業経営者に寄り添う存在として、SDG s の取組み事例やチェックリストの紹介・解説など、そのほかにも我々弁護士だからできることは多々あります。

我々SDG s PT は、こうした弁護士による中小企業 SDG s 支援の発信拠点として、今後も活動を活発化させ、湊信明PT座長を中心に、一層の普及に努めて参りますので、引き続きご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日の研究成果の発表が、中小企業への SDG s 支援について、多少なりとも皆様のご参考となれば大変幸いに存じます。

改めまして、皆様のご参加を、心より感謝申し上げます。

(2022年7月8日)